

消 防 予 第 1 8 号
平成17年1月28日

各都道府県知事 殿

消 防 庁 長 官

平成17年春季全国火災予防運動の実施について

本年度の春季全国火災予防運動については、平成17年3月1日から7日までの7日間にわたり、**別添**「平成17年春季全国火災予防運動実施要綱」に基づき、実施することといたします。

運動の展開に当たっては、現在、地域の安全と住民生活の安全・安心の確保が強く求められていることから、地域の防火・防災力の向上を目指して、身近な各行事への参加はもとより、地域単位で地域住民が一体となって安全・安心の地域づくりが広く行われるよう、周知・啓発を進める必要があります。

特に、住宅防火対策については、急速な高齢化の進展等から住宅火災の死傷者数の低減が喫緊の課題であり、消防法の一部改正により平成18年6月から個人住宅に住宅用防災機器等の設置が義務づけられたことを踏まえ、これまでの取組みよりも、より幅広く、かつ積極的に国民に対する普及啓発と周知を進めることとしています。

また、あわせて、平成9年以来7年連続で放火による火災が出火原因の1位となっていることに加え、昨年未だ物品販売店舗における放火火災・連続放火火災が相次いでいることから、「放火火災防止対策戦略プラン」の活用等により、放火火災による被害の低減に向けた明確な目標を設定し、放火火災の防止対策をより一層積極的に推進することとしています。

そのほか、例年、春季火災予防運動と同時期に実施する「全国山火事予防運動」及び「車両火災予防運動」についても、関係機関や消防団等との連携を図り、出火防止対策の一層の強化に努めていくこととしています。

貴職におかれましては、本運動及び関連行事への住民の積極的な参加を促し、地域自らの火災及び災害に強いまちづくりの継続的な推進のため、特段のご配慮をお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知頂くよう、よろしくをお願いいたします。